

核兵器禁止条約の批准とその実効性を高めるための主導的役割を
果たすことを求める意見書

2021年1月22日、核兵器は、破壊的な結末をもたらす非人道的で違法であり、国連憲章・国際法・国際人道法・国際人権法に反するものと規定する核兵器禁止条約が発効しました。

核の惨禍を体験した日本は、この条約に対し、批准をしていませんが、核廃絶の出口に当たる重要な条約であると高く評価しており、唯一の戦争被爆国として核兵器のない世界を目指してリーダーシップをとり、兵器を持つ国々と持たない国々の橋渡しを務めるとしており、核兵器廃絶の実現に向け特別の役割と責任を担っています。

よって、国及び政府におかれては、核兵器のない世界に向けた国際的な機運が高まっているこの機会を逃すことなく、下記の事項を行動に移すことにより、核兵器禁止条約の実効性を高めるために主導的役割を果たされるよう強く要請します。

- 1 核兵器禁止条約を早期に署名・批准すること。まずは明年3月に開催予定の第3回締約国会議にオブザーバーとして参加すること。
- 2 その上で、核保有国を含む核兵器禁止条約に署名・批准していない国に対し、署名・批准を要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年12月17日

三 原 市 議 会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣
外務大臣 へ